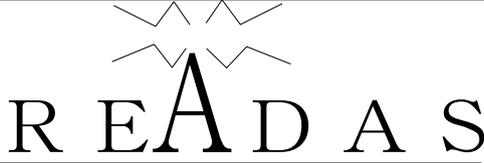


第 6580 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 10日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ Go To トラベル地域共通クーポン取扱店の取扱い

Q : GoToトラベルで、地域共通クーポンの取扱店が1,100円(税込)の商品を販売して、1,000円分のクーポンと現金100円を受け取った場合の課税売上はどうなりますか？

A : 次のようになります。

【解説】

GoToトラベルは、国内旅行を対象に、旅行代金の2分の1相当額の給付を行うもので、そのうちの7割(旅行代金の35%)が旅行代金に充当され(国が旅行代金の35%を負担する)、3割が地域共通クーポンに充当されます。

地域共通クーポンは、旅行先の土産物店等での商品代金等の支払に利用できるものとして、国から旅行者に給付されるもので、国が商品代金等の一部を負担するものです。

このため、地域共通クーポンの取扱店舗が販売する商品の対価の額が変わるものではありません(取扱店舗が値引きを行うものではありません)。

したがって、消費税の課税事業者に該当する取扱店舗が、1,100円(税込)の商品販売の際に、1,000円分の地域共通クーポンと現金100円を受領する場合、取扱店舗の消費税の課税売上げ(税抜)は、1,000円となります。

【地域共通クーポンの取扱店舗の処理例(税抜経理)】

	(商品販売時)	
現金等	100 / 売上	1,000
未収入金	1,000 / 仮受消費税	100
	(クーポン精算時)	
現金等	1,000 / 未収入金	1,000

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

